

12-16

日本学術会議法の一部を改正する法律案について
(声明)

昭和58年5月19日

第89回総会

目下国会において審議中の「日本学術会議法の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」と略す)は、本会議の組成形態を根幹から改変しようとするものであるにもかかわらず、事前に本会議の同意を得ることなく政府が性急に国会に提出し、本会期中の成立を企図しているものである。このような手続き自体、すでに本会議の独立性と自主性をおかすものといわざるをえない。

さらに、「改正法案」の内容についていえば、(1)改正理由と改正の骨子との関係が判然としないこと、(2)「改革要綱」の会員選出制度をしりぞけて全面推薦制をとる積極的利点が明示されていないこと、(3)本会議の独立性の制度的保障であり、その存在理由を左右する公選制が全く否定されていること、(4)23万の有権者の意向をほとんどきくことなくその選挙権、被選挙権を失わしめること、(5)内外に対する科学者の代表機関である本会議が、学会連合に変質するだけでなく、科学者の自主的組織である各分野の学会、協会の内外に不測の混乱をもたらし、健全な学会活動が阻害される危険がある。(6)ことに、分野によっては、たとえ本法案が成立したとしても、それによる会員選出制度の骨格をなす学会、協会による会員推薦制度が実施困難ないし不可能に陥るおそれがあること、など重大な問題点をはらんでいる。

すでに本会議をはじめ、国会等に対し、要望、声明等の形式で、多くの学会、協会、多数の科学者から反対の意志が寄せられているが、本会議としてはこれらに対し真剣に耳を傾けるべきである。

われわれは、日本学術会議創設の由来と原初の精神、創設以来の歴代会員の努力のあとを想起し、かつ、科学者、学会、協会、また広く国民に対する社会的責任の自覚のうえに立って、「改正法案」は本会議の存在理由をおびやかし、目的、職務の遂行に重大な疑義をはらむものと判断せざるをえない。

政府および国会は、本会議の意のあるところを十分汲みとられたい。